



相続放棄費用全額返金保証書

辻守司法書士事務所
代表司法書士 辻 守

当事務所は、相続放棄の期限である相続発生後3ヶ月を過ぎた相続放棄業務について、当事務所が受任及び申請代行をした申述書が家庭裁判所に受理されなかった場合、依頼主から頂いた費用（実費は除く）を全額返金いたします。

記

- この保証書は、相続発生後3ヶ月を過ぎた相続放棄申請が家庭裁判所に受理されることを保証するものではありません。
- 弊事務所が相続放棄申請を受任し、相続放棄に関する申述を作成し、家庭裁判所に提出した結果、それが受理されなかった場合、いただいた費用は全額ご返金いたします。
(ただし、実費（郵送料、印紙代、戸籍取得費用等）は別途頂きます。)
- お預かりした書類は、相続放棄の申述以外に使用することはありません。司法書士の守秘義務を遵守し、誠実に業務を遂行します。

※ただし下記に該当する場合、費用を返金することはできません。

1. 相続人として亡くなったひとの財産を受け取った、処分した場合
2. 相続財産を隠すなどの不誠実な行為をしたとき
3. 依頼主の都合で相続放棄手続きを中止される場合

辻守司法書士事務所

住所：〒465-0048

名古屋市名東区藤見が丘 56 番地

グロリア藤見が丘 30B

ご相談専用ダイヤル：0120-783-340

FAX：052-771-9198